

●香川県選挙管理委員会告示第19号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定により、不在者投票を行うことができる施設として、医療法人社団有史会高島病院を指定したので、平成19年香川県選挙管理委員会告示第13号（不在者投票を行うことができる施設として指定した施設）の一部を次のように改正する。

平成19年3月23日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
1 病院			1 病院		
名 称	所 在 地	指定年月日	名 称	所 在 地	指定年月日
略	略	略	略	略	略
財団法人三宅医学研究所 附属三宅リハビリテーション病院	略	略	財団法人三宅医学研究所 附属三宅リハビリテーション病院	略	略
<u>医療法人社団有史会 高島病院</u>	<u>高松市国分寺町新名 500-1</u>	<u>平成19年3月16 日</u>	香川県立丸亀病院	略	略
香川県立丸亀病院	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
2～5 略			2～5 略		